金利スワップ取引及びCDS清算業務における取引報告手数料の見直しに係る制度要綱

2023年9月27日 株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

現在当社の金利スワップ取引清算業務及びCDS清算業務の取引情報を当社から金融庁に報告しているが、金融庁告示「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」(令和三年金融庁告示第十号)が2024年(令和6年)3月31日限りで効力を失うことに伴い、同年4月1日より同庁への報告が認められなくなるため、同日より取引情報蓄積機関であるDTCCデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社(以下「DDRJ」という。)に報告することとする。

これに伴い、DDRJから当社に請求された利用料について清算参加者に実額を負担いただくこととすべく、所要の制度改正を行う。

Ⅱ. 概要

項目	内 容	備考
1. 取引報告手数料の見直し	・ DDRJから当社に毎月請求された手数料のうち、	・ 毎月固定で必要となるDDRJ口座管理手数料は当社
	報告件数に応じて請求された部分について、件数に	にて負担する。
	応じて各清算参加者に按分して請求する。	・ 清算参加者ごとに金利スワップ取引清算業務とCDS
		清算業務の双方の報告件数を合算した件数を用いて按
		分して算出する。

Ⅲ. 実施時期

2024年4月1日とする。

以上